

杉並区バースデーサポート事業

FAQ（よくある質問）

ご案内の送付について

Q1 バースデーサポート事業のご案内はいつ送られてきますか。事前に申込は必要ですか。

A 対象のお子さんの2歳の誕生月にお送りします。案内の送付について事前申し込みは不要ですので、ご案内が届くまでお待ちください。誕生月を過ぎても案内が届かない場合は担当までご連絡下さい。

※対象になるお子さんの2歳の誕生月に杉並区に転入された場合、その翌月以降に送付します。

Q2 家事・育児パッケージの配付を受けるにはどうすればよいですか。

A バースデーサポート事業のご案内記載の2次元コードから、子育てに関するアンケートに回答いただいた方に電子ギフトを配付します。

子の出生順位（第一子、第二子等）について

Q3 子の出生順位はどのように数えますか。

A 本事業では同世帯の住民票に住所登録があり、家計を同一にして養育しているお子さん（対象児童が2歳に達する日の属する年度の4月1日において18歳以上である者を除く）を、年齢の大きい順に第一子、第二子、と数えます。

Q4 出生順位の数え方の、「対象児童が2歳に達する日の属する年度の4月1日において18歳以上である者を除く」とはどのようなことですか。

A 令和7年度（令和7年4月～令和8年3月）に2歳の誕生日を迎えるお子さん（対象児童）の出生順位を数える際に、令和7年4月1日時点で18歳に達しているきょうだいは含まずに数えます。今年度の出生順位に含まれるきょうだいの生年月日は以下のとおりです。

生年月日	判定
2007年(平成19年)3月31日以前	出生順位に 含まない
2007年(平成19年)4月1日以降	出生順位に 含む

Q5 令和7年度中に2歳になる子と、18歳になるきょうだい（令和7年4月1日時点で17歳）がいます。2歳になる子の誕生日時点できょうだいは18歳ですが、きょうだいを第一子として数えますか。

A 数えます。2歳になるお子さんは第二子として数えます。

Q6 令和7年度中に2歳になる子と、19歳になるきょうだい（令和7年4月1日時点で18歳）がいます。2歳になる子の誕生日時点できょうだいは18歳ですが、きょうだいを第一子として数えますか。

A 数えません。このきょうだいは「対象児童（2歳になる子）が2歳に達する日の属する年度の4月1日において18歳以上である者」になるため、出生順位に含まれません。2歳になるお子さんは第一子として数えます。

Q7 2歳の誕生日を迎える子(対象児童)のきょうだいが他自治体に住民登録をしています。

杉並区に住民登録がないきょうだいについても、出生順位に含んで数えますか。

A 申請日時点で同世帯の住民票に住所登録があり、家計を同一にして養育しているお子さんを数えるため、他自治体に住民登録しているきょうだいは出生順位に含みません。

住所、転出入について

Q8 これから杉並区へ転入しますが、対象になりますか。

A お子さんの2歳の誕生月に区に住所を有する世帯が対象になるので、住民登録の異動日（住民日）に基づきます。お子さんの誕生月に転入した場合は、その翌月以降にご案内を送付します。

Q9 杉並区から他自治体へ転出しますが、家事・育児パッケージの配付対象になりますか。

A 家事・育児パッケージの配付は、アンケートに回答した時点で区に住所を有する世帯が対象です。アンケート回答時点で転出済みの場合は配付対象外になります。

Q10 DVにより、杉並区に避難して生活しています。対象になりますか。

A DVにより現在の居住地（杉並区）に住民票を移していない方でも、避難先（杉並区）で要件を満たした場合は、バースデーサポート事業の対象となります。まずは杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））に相談してください。

Q11 DVにより、杉並区外に避難して生活しています。住民票は杉並区のままですが、対象になりますか。

A DVにより他自治体に避難されている方は、杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））、または、避難先の自治体にお問合せください。